

○西田武史委員長

ただいまから総務常任委員会を開会します。

まず、井舎委員より欠席届が出ておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、まず本委員会が所管する各部課の事務概要の報告に入ります。

理事者におかれましては簡潔明瞭に、かつ懸案事項について重点的な報告をお願いいたします。

それでは、御配付しております資料に基づき、まず総合政策部、総務部、財務部の事務概要の報告を求めます。

○西川正宏総合政策部長

総合政策部に関する事務概要について御説明いたします。事務概要の2ページ、3ページをお願いいたします。総合政策部は企画課、秘書課、広報広聴課の3課で構成されております。

2ページの1、各課別事務概要と職員数、2、その他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。3ページの3、各課別当面の懸案事項について御説明させていただきます。

まず企画課ですが、1点目の自治基本条例の周知と進行管理につきましては、第5期の岸和田市自治基本条例推進委員会における検討、審議の結果、提出された建議書を基に、新たに周知方法等の検討に努めてまいります。

2点目の総合計画の推進と進行管理及び次期基本計画の策定につきましては、市が実施する事務事業について、PDCAサイクルの推進のため行政評価を実施するとともに、国の方針にひもづく形で定めている総合戦略の6つの戦略目標及び3つの横断目標で示された取組を推進してまいります。

また、総合計画における令和9年度からの第2期基本計画の策定に向けて総合計画

審議会を開催し、基本計画案の作成を進めてまいります。

3点目のふるさと寄附の拡大につきましては、国の示す運用基準に沿って、税外収入の確保や新規返礼品、協力事業者の開拓、岸和田市の事業のPR等を目的に、より一層ふるさと寄附の拡大に向けた取組を進めてまいります。

4点目のスマートシティの推進につきましては、産学官から成る岸和田市スマートシティ推進協議会の取組を進めるとともに、大阪府をはじめとする関係機関や企業等と連携し、本市が取り組める事業の実施に向け調整してまいります。

5点目の公民戦略連携デスクの活用につきましては、市民サービスの向上、地域課題の解決、地域の活性化を図るため、企業や大学等、担当者とのディスカッションを通じて相互理解の深化を図り、新たな価値の創造を目指します。

次に、秘書課につきましては、特に設定はいたしてございません。

最後に広報広聴課でございます。1点目のより効果的なシティセールスのあり方の検討につきましては、本市の資源や魅力をより積極的に市内外に発信し、本市のイメージアップ、定住促進につながるようなシティセールスを効果的に推し進められるよう検討してまいります。

2点目の保有個人情報の安全管理措置への対応につきましては、令和5年4月に施行された改正個人情報保護法において、保有個人情報を対象とした安全管理措置が義務化されましたが、大量の保有個人情報を取り扱う行政機関等においては漏えい等が生じた場合に本人の権利、利益が侵害される危険が大きいことから、安全管理措置をより確実に講じるよう対応してまいります。

○谷口英樹総務部長

続きまして、総務部の事務概要について御説明申し上げます。4ページ、5ページをお願いいたします。

1、各課別事務概要と職員数及び2、その他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。5ページの3、各課別当面の懸案事項につきましては、各課別に御説明申し上げます。

まず総務管財課でございますが、1点目は庁舎建替えまでの老朽化した庁舎の機能維持でございます。現庁舎は老朽化が進み、様々な課題を抱えております。庁舎建て替えまでは適切な機能維持に努めてまいります。

2点目は令和7年国勢調査の円滑な実施でございます。本年10月1日を基準日として実施される国勢調査の円滑な実施に向け、取り組んでまいります。

次の庁舎建設準備課につきましては、別途庁舎建設特別委員会が設置されておりますので、同委員会において改めて御報告申し上げます。

次に契約検査課でございますが、1点目は公平性、透明性、競争性を有する入札・契約等の実施による適正な品質・施工の確保でございます。関係法令に基づき、公共工事等の品質と適正な施工の確保を図ってまいります。

2点目は工事の平準化の取組でございます。国土交通省の指導に基づき、平準化対策に取り組んでまいります。

3点目は電子契約システムの推進でございます。本市と契約相手方の請負契約等の締結におきまして、インターネットを介して電子的に契約締結を行うシステムを導入しております。システムの活用の推進を図り、契約事務の効率化に努めてまいります。

次に人事課でございますが、1点目は人材不足分野における人材確保策の検討でござ

います。職員及び会計年度任用職員の採用における人材確保手法について検討を進めてまいります。

2点目は定年延長に伴う人員配置の検討でございます。役職定年制などを含めた定年延長制度の対象となる職員につきまして、その経験等を活用するなど、引き続き適材適所の人員配置に努めてまいります。

3点目は長時間労働の是正等働き方改革の推進でございます。職員のワーク・ライフ・バランスの充実に向け、長時間労働の防止に努めてまいります。

4点目は人事・給与制度の構造改革の推進でございます。職務や職責に応じた人事・給与制度の適正化に向け、検討を進めてまいります。

最後にIT推進課でございます。1点目は岸和田市行政DX推進計画の推進でございます。5つの目指すべき姿として掲げております、便利な市民サービス、行政運営の効率化、やさしいデジタル化、変革する組織、セキュリティの確保、これらを達成するために引き続き各施策を実行してまいります。

2点目は社会保障・税番号制度の推進でございます。情報連携システムへの副本登録及び特定個人情報保護評価等、社会保障・税番号制度の運用を適切に行ってまいります。

○新内利彦財務部長

続きまして、財務部の事務概要について御説明いたします。6ページをお願いいたします。

1の各課別事務概要と職員数及び7ページ、2のその他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。3の各課別当面の懸案事項につきまして御説明申し上げます。

まず財政課は、財政基盤の強化と持続可

能な財政運営の確立です。本市は市税を中心とした自主財源が弱く、地方交付税などに大きく依存する歳入構造であります。また、経常収支比率は近年100%を下回るものの、今なお全国平均を上回る数値で推移しております。引き続き財政構造の改善を進め、財政基盤の強化に取り組んでまいります。

次に行財政改革課ですが、行財政改革の着実な推進です。今後、人口減少と人口構造の変化はさらに進行し、社会や経済に大きな変化をもたらすと考えられます。このような大きな環境の変化に合わせた新しい行政を構築するため、引き続き構造改革の取組を進めてまいります。

市民税課につきましては、税務行政の電子化推進に伴う業務体制の再構築です。令和8年度課税から開始予定の個人住民税に係る電子申請をはじめ、税務行政の電子化推進に伴い、さらなる業務の効率化と適正な事務の執行並びに市民の利便性の向上を図るため、業務体制の再構築に取り組んでまいります。

固定資産税課につきましては、令和9年度の評価替えに係る準備作業です。令和9年度の土地評価替えに向けて、地域事情等に応じた適正な価格が決定できるよう準備作業を進めてまいります。

最後に納税課ですが、1つ目は、現年課税分の徴収確保と滞納繰越額の縮減による徴収率の向上です。税負担の公平性の確保と自主納付の促進を図るとともに、現年課税分の早期徴収、滞納繰越額の一層の縮減に努めることにより徴収率向上を目指し、貴重な自主財源である市税収入を確保してまいります。

2つ目は、大阪府域地方税徴収機構との連携による共同徴収と徴収職員の人材育成です。引き続き大阪府域地方税徴収機構へ

参加しながら、さらなる税の徴収力向上に向け、職員の資質及び技術の向上を図ってまいります。

3つ目に、庁内未収金の徴収です。他の部課から移管を受けた強制徴収公債権を中心に徴収を強化し、引き続き適正かつ公平な債権の管理を徹底してまいります。

○西田武史委員長

報告が終わりました。

ただいまの各報告に対する質問等がありましたら、冒頭に担当課名と該当する項目をお示しの上、御発言願います。

○友永修委員

企画課にお尋ねします。

公民戦略連携デスクの活用が挙げられております。昨年10月にガイドラインも改定されて、本市からの募集課題への提案と自由テーマの提案とで随時受付しておりますが、ホームページを確認しましたら現在募集中のテーマはないとのことでありました。募集課題の取扱いについては、各部局とどのような調整というか、現状なのかお示しをお願いします。

○田中浩二企画課長

ガイドラインの改定とともに市ウェブサイトにも公民連携提案書の様式を掲載して以降、自由テーマにおきましては4件の提案書を頂きました。

募集課題につきましては、公開に向けて引き続き取り組んでまいります。

また、公民戦略連携デスクでは、庁内LANを活用し、庁内に向けて公民連携に関する情報を発信しておりまして、各部署から連携企業に関する問合せや連携事業を模索した旨の相談がしばしばあるようになってきておりますことから、公民連携に挑戦しようという機運も高まりつつあるのではと感じているところでございます。

例えば広報広聴課では、昨年10月に株式

会社Another worksと民間副業人材活用に関する覚書を締結、同社のマッチングシステムを活用し、動画による情報発信及びインスタグラムの運用に関する専門人材を募集したところ、22名の中から複数企業のSNSアカウントの運用経験がある方を1名選出し、昨年12月から今年5月まで、全12回のオンライン会議にて様々な御助言を頂き、フォロワー数の増加といった改善を図ることができております。

○友永修委員

昨年の第3回定例会にて一般質問をさせていただきます。民間の力を活用し、市民サービス向上につながるよう期待しております。各部署の認識がより高まるよう、企画課だけではなく、ぜひとも佐野市長にも後押しをお願いいたします。

本年は万博事業等で大変忙しくされていることは十分に理解しておりますが、そのために懸案事項への取組が後回しになるのはどうかと考えます。そのための適正な職員配置も含めて、重ねて佐野市長に後押しをお願いし、質問を終わります。

次に、IT推進課についてお聞きします。事務概要5ページのIT推進課の懸案事項の中の岸和田市行政DX推進計画の推進についてお聞きいたします。

計画の中で施策の1つとして行政手続のオンライン化がありますが、本市ではオンライン化するためのノーコードツールとしてLOGOフォームとkintoneを導入しております。それぞれの活用状況をお示しください。

○櫻井正信 IT推進課長

令和6年度に新たにLOGOフォームでオンラインでの申請に対応した手続は、採用試験や犬の登録事項変更届、情報公開の申出、屋外広告物に関する各種届出などがございます。令和7年3月現在で公開して

いるフォーム数は、市民向け、庁内向け合わせて673です。

kintoneにつきましては、消防署の消耗品管理や公用車管理、屋外広告物許可台帳などに活用してございます。

○友永修委員

LOGOフォームとkintone、それぞれの活用状況について御答弁いただきました。

この2つのツールですが、どのように使い分けて活用しているのか。また、先ほどの答弁内容からはツールを使える職員が一定程度いると推察いたします。どのように活用できる職員を増やしているのか、お示しをお願いします。

○櫻井正信 IT推進課長

LOGOフォームは主に申請を受け付ける手続をオンライン化する際に、kintoneにつきましては主に台帳管理を行う際に、それぞれの特性を生かした形で活用しております。

活用できる職員を増やすため、LOGOフォームにつきましては令和6年度に102名に対して研修を行いました。また、相談会も開催し、個別に対応を行っています。今年度につきましても同規模で対応を行っております。

kintoneは、ライセンス調達時に同時に業務支援を受けられるよう調達を行いました。kintoneはLOGOフォームと比較すると作成に関して知識が必要になりますので、事業者からの支援を受けながら進めております。希望課が支援を受ける際には、IT推進課も同席して取り組んでおります。

○友永修委員

行政手続のオンライン化を進めるために、ツールを使える職員を増やす取組を行っているとお示しいただきました。

行政手続のオンライン化を進めることによって、市民が来庁せずに済んだり、イベントの申込みがオンラインでできたりと、市民の利便性向上につながります。また、これからの人口減少社会などへの対応のためにも必須であると考えております。

さらに拡大していくためには、ツールを活用できる職員を増やすこと、そして、よりオンライン化に取り組んでいくことのいずれもが必要だと思っております。IT推進課が中心となって引き続きこの施策に取り組んでいくよう要望して、質問を終わります。

○南加代子委員

企画課の懸案事項のふるさと寄附の拡大についてお伺いいたします。

ある自治体では、ふるさと納税の寄附額の増加を目指すというよりも、その自治体をアピールするという発想の転換を行ったと聞いております。

そんな中で、ふるさと納税しませんかというような、また市域をまたいでもコラボしませんかというふうに職員が営業に回って頑張っているということも聞いておりますけれども、本市のふるさと寄附における考え方はいかがでしょうか。

また、市をアピールするためにはどうするということも考えているのかお答えください。

○田中浩二企画課長

本市といたしましては、岸和田市を応援したいという皆様の思いをふるさと寄附という形で頂戴し、頂いた御寄附を原資に岸和田のまちづくりに活用させていただくことで、これまで以上の魅力あふれる岸和田をつくっていきたいと考えており、ふるさと寄附事業を実施しているところでございます。

市をアピールするということにつきま

しては、岸和田市で生産、製造されました魅力ある地場産品をふるさと寄附を通じてお届けすることで、全国の皆様を知っていただきたいというふうに考えてございます。

○南加代子委員

お答えいただきまして、アピールするためというところは、魅力ある地場産品をこれからどんどんつくっていくことが大切やと思いますので、そのところ、企画課は、本当に人も少ないと思いますけど、皆さんが気概をもってふるさと納税には取り組んでいただきたいと思っております。

そこで今、市内で営業を行っている事業者が、日常生活の支援とか、また見守りなどを行うサービス品を返礼品にできないかと思えます。例えば、岸和田市にお住みやって、就職、結婚等で他市また他県に移られた方が、お父様、お母様のことを見守っていただけないかというような返礼品もつくっていったらどうかと思えますけれども、市はどんなふうにお考えでしょうか。

ふるさと寄附の返礼品というと、いかにも食が注目されやすくなっておりますけれども、この日常生活とか、また趣味などの返礼品も今後検討、発掘できればと考えます。そういった日常生活に関わる返礼品は現在あるのでしょうか、お答えください。

○田中浩二企画課長

まず、日常生活に関わる返礼品といたしましては、本市では例えば寝具、タオル類が457品ございます。また、体験型での返礼品になりますと、例えばラジオに出演しようというような返礼品もございます。

また、見守りをふるさと寄附の返礼品にと御提案いただきました。ありがとうございます。他市の事例などによりますと、郵便局や宅配事業者などによる架電、電話をかけることや、訪問を代わりに行うといった返礼品もございます。今後他市の事例も

参考に、御協力いただける事業者についても調査してまいりたいと考えてございます。

○南加代子委員

よろしくお願ひいたします。令和7年度からは、新規の返礼品や返礼品提供事業者の開拓、営業についても動いてくれる中間事業者を導入したと聞いております。コラボ返礼品などをそこで導入してはいかがかと思ひます。例えば、農業者の方たち何人か集まって新鮮野菜のフルパックという返礼品や、海の物と山の物の返礼品コラボ、同じ業種のものをつらボさせるなどという、グループでできる返礼品があればいいのではないかと考えております。

今ある返礼品を取り扱っている事業者に他の事業者とつらボができませんかと投げかけて考えていただくことも、違ひうものがないかと思ひますが、その点はどうようにお考えでしょうか。

○田中浩二企画課長

つらボ商品に関しましても御提案いただきまして誠にありがとうございます。現在、内容はまだお伝えできないのですが、同ジャンルの返礼品をセットにするといった内容で進行中の返礼品もござひます。今後とも新たな返礼品に関しましても、どういったつらボ品が選ばれる可能性が高いのか、中間事業者とトレンドの分析も行ひ、考えていきたいと思ひております。

○南加代子委員

返礼品を提供する事業者においては、現在、返礼品が伸び悩んでいるところもあるかと思ひます。そのところは企画課として全て把握されているのは当然と思ひます。

その中で、先ほどおっしゃいました魅力ある地場産品をつくり上げていく、こういうところをアピールとして考えているとおっしゃっておりますので、そういうところ

をしっかりと声をかけていただき、どうですかと、ほかのところとつらボしませんかみたいな、そういうところも中間事業者といろいろと検討していただき、しっかりとふるさと寄附の拡大をしていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

つらきまして、人事課についてお尋ねいたします。各課別事務概要と職員数の2点目、職員の給料、その他諸給与に関するについてお尋ねいたします。

まずは職員の通勤についてお尋ねします。本市では、公共交通機関のほか、自家用車やバイク、そして自転車などの通勤手段が認められております。その条件に応じて通勤手当が支給されていると聞いております。通勤手段を選択される場合、何か条件やルールはあるのでしょうか。

また、自動車通勤の場合で家を出てから職場に来るまでの間に、例えば事故が起きた場合、どのような対応になるのかお答えください。

○庄司野公也人事課長

通勤についてお答えさせていただきます。通勤手段につきましては、公共交通機関のほか、自動車などの交通用具を何にするかは職員が自由に選択することができます。

自動車通勤の事故につきましては、その自動車にかけられている自動車保険を用ひて、職員自身に対応していただくこととなります。通勤災害と認定された場合は、職員の治療費などが補償対象となる場合があります。相手方の治療費や物損の補償などについては、対象になりません。

○南加代子委員

では、自動車通勤の場合、職員が加入している自動車保険で対応するとのことですが、保険には適正に加入されているのでしょうか。自動車保険の加入内容にお

きまして、主な用途がレジャーや通勤など、分かれている場合があります。

これは民間保険会社でも聞いておりました、大阪府や大手の民間企業では、自動車通勤の場合は任意保険に加入していることが分かる書類の提出を求めていると聞いております。通勤手当を支給している以上、市は通勤手段を認めたこととなります。万が一ですが、通勤途中で事故が発生した場合、職員や相手方へ適切な対応ができるように、任意保険への加入や保険内容が適正なものになっているかなどの確認をしておくことが必要ではないでしょうか。

○庄司野公也人事課長

委員おっしゃるとおり、適正な自動車保険に加入しておれば、万が一事故が起こった場合、適切な対応ができるものと考えられます。

自動車やバイク通勤の場合、通勤手段として認めていることから、事故が起こったときのための備えとして任意保険加入の注意喚起や啓発の取組を検討していきたいと考えております。

○南加代子委員

当然のことという認識の下でお伺いしております。職員に限ってはそのようなことはないと思いますけれども、例えば保険の更新に不備があったり、保険内容の主な用途が通勤以外になっている場合、保険が適用されない可能性があります。保険の内容については、当然自分自身が確認するものでありますが、職場が注意喚起することで二重の安全、防止になるのではないかと考えます。任意保険に加入しているかどうかだけでも確認できる手続方法を検討していただきたいと要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○西田武史委員長

他に質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、総合政策部、総務部、財務部の所管事務の報告を終わります。

次の理事者と交代してください。

(理事者交代)

次に、市民健康部、危機管理部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会、監査事務局の事務概要の報告を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

市民健康部に関する事務概要について御説明いたします。8ページをお願いいたします。

1の各課別事務概要と職員数につきましては、8ページ、9ページに記載のとおりでございます。10ページをお願いいたします。2のその他主要参考事項につきましても、10ページ上段に記載のとおりでございます。10ページ下段をお願いいたします。3の各課別当面の懸案事項につきましては、各課別に説明させていただきます。

初めに自治振興課でございます。1点目の防犯カメラ設置費補助の実施につきましては、地域の防犯意識が高まる中、犯罪の不安を感じることなく暮らせるよう、町会・自治会が設置または更新する防犯カメラに対する支援を引き続き実施してまいります。

2点目の岸和田市市民活動サポートセンターの運営につきましては、市民活動団体が抱える課題の解決に向けて支援する中間支援組織として機能が果たせるよう、機能強化に向けた見直しを行いつつ運営してまいります。

次に市民課でございます。1点目の斎場広域連携及び岸和田市貝塚市斎場整備の推進につきましては、令和8年4月供用開始に向けて、引き続き新斎場の建設工事を進

めてまいります。

2点目のマイナンバーカードの交付促進につきましては、国が進めるデジタル社会の実現に向け、市役所以外での申請サポート体制を充実させ、交付促進に取り組んでまいります。

3点目の住居表示事業の実施でございますが、入り組んだ町の区域や地番、飛び地等を整理し、街区番号及び住居番号を順序立てて付番することにより、住所、所在地を分かりやすくし、市民生活の利便性の向上を図るため、住居表示事業を進めてまいります。

次に市民センター課でございます。東岸和田市民センター、八木市民センター、桜台市民センターは、特色ある市民センターの運営と利用者の拡大でございます。地域や館の特性を生かした公民館の事業を実施し、利用者の拡大に努めてまいります。

山直市民センターは、施設の経年劣化による設備等の改修でございます。開設から30年以上経過し、設備面で補修の必要性が増加しております。引き続き劣化箇所の計画的な改修に努めてまいります。

春木市民センターは、長期的な視点に立った施設のあり方についての検討でございます。地域の拠点施設として機能を発揮させるとともに、今後の施設の在り方について、長期的な視点に基づき、全市的な計画とも整合させながら取り組んでまいります。

次に人権・男女共同参画課でございます。1点目の人権啓発活動の積極的な推進につきましては、人権尊重のまちづくりに向け、引き続き職員の人権意識の向上はもとより、人権を考える市民の集いの開催など、市民の皆様への啓発を積極的に推進してまいります。

2点目の男女共同参画センターの運営と利用者の拡大につきましては、講座の開催、

登録グループへの支援を行い、利用者の拡大に努めてまいります。

3点目の「第4期きしわだ男女共同参画推進プラン」の中間見直しにつきましては、計画期間の中間年となる令和7年度におきまして、プランの中間見直しに取り組んでまいります。

次に健康推進課でございます。1点目の岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ3次計画・第2次岸和田市食育推進計画の推進につきましては、市民一人一人が健康で実り豊かな生涯づくりを実現することを目指し、令和7年3月に策定した本計画を推進してまいります。

2点目の第2次岸和田市のいのち支える自殺対策計画の推進につきましては、誰も自殺に追い込まれることのない生き心地のよい社会の実現を目指し、令和7年3月に策定した本計画を推進してまいります。

3点目の岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂につきましては、新型コロナウイルスを踏まえ改定された国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）を基に、これらの計画の考え方との整合性を保ちつつ、計画の改訂に取り組んでまいります。

最後に健康保険課でございます。国保財政の安定した運営に向け、引き続き医療費の適正化、保健事業の推進及び保険料収納率の向上等を図り、安定した運営に努めてまいります。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

危機管理部の事務概要につきまして御説明いたします。11ページをお願いいたします。

1の事務概要と職員数、2のその他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。3の当面の懸案事項につきま

しては、危機管理体制の充実強化のために3つの項目を掲げておりますので、順に御説明いたします。

1つ目は、避難所機能のさらなる強化でございます。昨年1月1日に発生しました能登半島地震における避難所状況を受け、国主導で避難所の環境改善を図るよう取組が進められており、本市におきましては特にトイレ環境を改善すべく、自動ラップ式トイレを全ての避難所に配備するとともに、携帯トイレの備蓄を進めてまいります。また、避難所となる小中学校におきまして給水活動がより円滑に進められるよう、受水槽に応急給水栓を順次設置してまいります。

2つ目は、防災福祉コミュニティ活動の支援でございます。地球温暖化に伴う自然災害の頻発化、激甚化及び南海トラフ巨大地震など、本市に影響がある危機事象へ対応すべく、地域防災力の要となる自主防災組織である防災福祉コミュニティにつきましては、その組織化及び育成を図り、訓練などの支援を継続してまいります。

3つ目は、公助を担う職員の防災意識のさらなる向上でございます。全職員が防災の取組に関する理解を深め、災害発生時には当事者意識を持って能動的に対応できるように防災意識の向上のための研修を実施し、訓練を開催するなど、公助の強化を図ってまいります。

○永島和枝会計管理者兼会計課長事務取扱

会計課の事務概要につきまして御説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

1の事務概要と職員数及び2のその他主要参考事項につきましては、記載のとおりでございます。3の当面の懸案事項につきましては、効率的で適正な会計処理を実施することでございます。会計事務につきまして、各課と調整し、また財務会計システムの機能を活用して、より効率的で適正に

行えるよう取り組んでまいります。

○西村朗選挙管理委員会事務局長兼監査事務局長兼公平委員会事務局長兼固定資産評価審査委員会書記長

私から、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会及び監査事務局につきまして御説明申し上げます。13ページから16ページまでを御覧ください。

まず1の事務概要と職員数につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。2のその他主要参考事項につきましても記載のとおりでございます。

3の当面の懸案事項につきましては、まず13ページの選挙管理委員会事務局で、投票環境の改善がございます。投票環境の改善につきましては、投票所に来られた方がスムーズに、かつ気持ちよく投票していただけるよう、施設面ではスロープ設置による段差の解消、車椅子、コミュニケーションボードの配備、投票所内の投票方法や順路などの表示に取り組むとともに、投票所事務従事者に対しましては親切で丁寧な対応を今後も指示してまいります。

次に、投票所の設置につきましては、主に市有施設や町会館等の使用に御協力いただいているところでございますが、有権者の利便性や立地条件等も考慮し、地元の御意見もお聞きしながら今後も適切な投票所の設置について検討を進めるなど、投票環境の改善に取り組んでまいります。

16ページをお願いいたします。監査事務局の懸案事項といたしましては、監査リスクが高い事項に重点的に人員及び時間等を充てることを目的としたリスクアプローチについての検討でございます。

○西田武史委員長

報告が終わりました。

ただいまの各報告に対する質問等があり

ましたら、冒頭に担当課名と該当する項目をお示しの上、御発言願います。

○南加代子委員

では、健康推進課にお尋ねいたします。まず、懸案事項からいきます。懸案事項の岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ3次計画・第2次岸和田市食育推進計画の推進についてお伺いいたします。

本計画は平成25年3月に策定された前計画の後継計画だと思いますが、本計画における目的と、そして取組について教えてください。

○中浜忠義健康推進課長

本計画は、平成25年3月に策定された岸和田市保健計画ウエルエージングきしわだ2次計画・第2次岸和田市食育推進計画の後継計画として前計画の評価と今後の課題を取りまとめ、社会情勢の変化等に伴う健康課題の多様性を踏まえつつ、市民の健康寿命の延伸の実現に向けた取組を進めていくものでございます。

前計画では、年代ごとに5つのライフステージ、乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、老年期に区分しまして、それぞれのステージにおける目標を設定し、課題を抽出しつつ取組を展開しておりました。

本計画では、国の健康日本21（第三次）に示しております健康増進の基本要素となる6つの健康分野、1、栄養・食生活、2、身体活動・運動、3、休養・睡眠・こころの健康、4、飲酒・喫煙、5、歯と口腔の健康、6、健康管理及び食育につきまして、本市の現状と課題等を踏まえ、市民の健康寿命の延伸に必要な目標及び指標を設けております。

市民一人一人が正しい知識を持って主体的に健康づくりを実践していくことを基本に、関係機関、団体等や行政が連携、協力し、個人の健康づくりを支援する環境を整

えるというものでございます。

○南加代子委員

取組についてお答えいただきました。

この計画は岸和田市民の健康寿命の延伸の実現に向けた取組として、本当に岸和田市にとっては一番大事な取組になることと思います。そのことを私たちも再度認識しなければならないと考えております。

そこで、この計画の推進に当たって令和7年度はどのような取組を行っていくのか、また、次年度以降に予定している取組があればお聞かせください。

○中浜忠義健康推進課長

本計画の推進に当たりましては、行政、庁内17課及び関係機関、関係団体14団体で構成しておりますウエルエージングきしわだ推進協議会を本計画の推進母体として取り組んでまいります。

令和7年度におきましては、まずは計画自体の内容につきまして市民に広く知ってもらうことが最優先課題と考えております。市のホームページへの掲載やチラシの配架、市広報LINEの活用のほか、ウエルエージングのPR動画の作成やウエルエージングのPRイベントの開催などを予定しており、計画の周知啓発活動に取り組んでまいります。

次年度以降におきましては、本計画における健康増進の基本要素となる6つの健康分野及び食育につきまして、年次ごとに各分野に焦点を当てまして、目標達成に向けた取組を行ってまいります。

○南加代子委員

計画を立てていただきまして、今回は各分野に焦点を当てるといいますので、この計画が市民にとっても分かりやすいものになるかと思えますし、効果のある取組が今後できていくことを期待しております。

健康増進の基本要素となる6つの分野の

1つであります栄養・食生活及び食育について、市民が気軽に相談できるような体制づくりが必要ですが、健康推進課ではどのような取組を実施しているのかお答えください。

○中浜忠義健康推進課長

健康推進課では、保健センターの窓口や電話等で食育や栄養に関する相談を受け付けております。予約制ではありますが、月2回、管理栄養士による個別の栄養相談も実施しております。

また、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とした健康相談を実施しております。

また、生活習慣病の早期発見、早期治療を図るために、保健師、管理栄養士が集団健診を受けた方への健診結果の説明の際に、その結果に基づいての食生活、運動、その他の生活習慣の改善につきまして、指導及び助言を行っております。

その他、昨年度は市民センターや大型の商業施設に出向きまして、同様の健康相談も行っております。

○南加代子委員

大変大切な取組をなさっていると思います。そこで、ウエルエージングきしわだ推進協議会というのが関係機関で行われておりますが、その中に3医師会とか薬剤師会、そして商工会議所やJ A、社会福祉協議会、そこに地区市民協議会も加わっているというふう聞いております。

先ほどの御答弁の中では、心身の健康に関する個別の相談、そして健康管理に資することを目的とした健康相談もありました。例えば生活習慣病と言われたときに、どのようなものを作っているのか分からない、そのようなときに個別に相談に応じてくれるということをしっかりと市民の皆さんに

も知っていただきたい。そのためには今、LINEも活用しながら健康相談の日を皆さんにもお伝えしていくということも強化していただきたいと思っています。

そして、昨年度は市民センターとか大型商業施設に出向いて同様の健康相談も行っていただいたということで、非常に大切な取組だと思います。今回、地区市民協議会も加わったということもありますので、身近にもっと健康相談も行えるかと思えます。例えば各公民館等で皆さんが集まっているところで健康相談も行っていただけたらと思いますし、まずは健康推進課の健康相談が待ちの健康相談というよりも出向く健康相談、そのようにこれから発展していただくことを期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、選挙管理委員会事務局の投票環境の改善についてお尋ねいたします。

選挙管理委員会事務局の事務概要では、当面の懸案事項に投票環境の改善とありますが、最近ではLINEやInstagramなどのSNSを利用する方が多く、そしてそのことをお知らせする環境を設けている選挙管理委員会もありますけれども、岸和田市の選挙管理委員会では投票率を上げるために今後そういったSNSなどを利用する予定はありますか、お答えください。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

岸和田市選挙管理委員会事務局では、今回の7月20日に執行される参議院議員通常選挙から岸和田市のLINE、X、フェイスブック、Instagram等のSNSを利用している会員等に選挙日程等の案内を送付するなどの啓発を行い、できるだけ多くの方に選挙日程等を把握していただける環

境づくりを行う予定としております。

岸和田市のLINE登録者数は現在4万7000人程度おられるようなので、その方全てに選挙案内等を送付することができれば、投票率の低い比較的若い層の方にも案内することができるのではないかと考えております。

○南加代子委員

SNS等で選挙の案内を行う予定ということでした。

あと、選挙公報についてですけれども、市民から、発送されてくる日が遅く、期日前投票の前半の日程では選挙公報を見ないまま投票するしかなかったという方もおられるため、選挙公報についても一定、SNSなどで早く案内することは可能でしょうか。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

選挙公報につきましては、市の選挙の場合におきましては選挙告示日に立候補者全員が決定してからしか選挙公報の印刷をすることができないことや、あと、府や国の選挙の場合は大阪府から選挙公報が送られてきてからシルバー人材センターに依頼しまして全戸配布しているということもありまして、期日前投票の前半の日程には配布が間に合わないということがありますが、少しでも早く有権者に選挙公報を見てもらえるように、印刷ができ次第、または大阪府から選挙公報が送られ次第、ホームページ等にも掲載しておりますが、さらにSNS等を通じて積極的に少しでも多くの方に案内できるように検討させていただきたいと思っております。

○南加代子委員

様々なことを考えていただきまして、大変にありがたく思います。

最後ですけれども、これは当然と思っ
ている方もいらっしゃると思いますが、お聞きいたします。投票に初めて行く方も多くいらっしゃると思います。また、投票所に行ったときのあの雰囲気、本当に緊張したというふうに言われる方も多くいらっしゃいます。

そこで、投票所で投票を行う際のことで
すけれども、市民から投票用紙に候補者名を間違えて記載してしまった際、鉛筆はあるんですけれども、消しゴムがないので消すことができずに困ってしまったというよう
なお話を聞いたことが数回ありました。その場合には、間違った部分を一重線か二重線
で消して、その横に書き直せばよいので
しょうが、市民からすれば慣れない投票
所で非常に緊張していることもあって、ど
うしたらよいのかを投票所につく職員に聞
きにくいということもあるために、このこ
とについて、せっかく投票に行っていた
いて困ってしまったというようなことな
いように、また本当に初めて投票する方
もたくさんいらっしゃいますので、そうい
うところ、何か分かりやすくすることは
できないのかお答えください。

○青木高志選挙管理委員会事務局次長兼公平委員会事務局次長兼固定資産評価審査委員会書記次長

投票所に初めて来られる方や緊張されて
いる方のために、投票所での投票方法の流
れや、あと記載間違いの際のアドバイス等
を、SNS等を通じて発信できるように検
討していきたいと思っております。

○南加代子委員

では、どうぞよろしくお願いいいたします。

○西田武史委員長

他に質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で所管事務の報

告を終わります。

ここで理事者の入替えを行います。部長及び議案に係る理事者は残ってください。

(説明員以外の理事者退席)

次に、付託事件の審査に入ります。

本委員会に付託されました事件は、御配付しております付託事件のとおりです。

審査の方法は、議案番号順に審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。

まず、議案第40号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の41ページをお願いいたします。議案第40号岸和田市長の政治倫理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例の制定理由でございますが、市長の政治倫理基準を定めることにより、政治倫理の確立を期し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与するため、条例を制定しようとするものでございます。

それでは、条例の概要につきまして御説明申し上げます。43ページをお願いいたします。第1条は、先ほど御説明いたしました理由について、この条例の目的として定めております。

第2条及び第3条は、政治倫理基準、請負契約等に関する遵守事項について定めております。

44ページをお願いいたします。第4条は政治倫理審査請求に関する規定で、選挙権を有する市民は、市長がこの条例で定める政治倫理基準に違反する行為を行った疑いがあると認めるときは、所定の手続により政治倫理の審査の請求をすることができる

こととしております。

第5条から第9条までにおきましては、政治倫理の審査の請求があったときは、市長は政治倫理審査会へ諮問しなければならないこととしたほか、政治倫理審査会による審査結果の公表について定めるとともに、市長は審査の結果の内容を尊重し、必要な措置を講ずるものとするを規定しております。

45ページをお願いいたします。第10条は、贈収賄罪等の刑の確定後の市長の措置について定めております。

第11条は、条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとした委任規定でございます。

附則といたしまして、附則第1項では、この条例は公布の日から施行することとしたほか、第2項におきまして、所要の経過措置を講ずることを定めております。

附則第3項及び第4項は、岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、岸和田市長政治倫理審査会を附属機関として新たに設置し、その委員の報酬等を定めようとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

○岸田厚委員

そうしたら、数点質問させていただきま

す。今回市長が政治倫理に関する条例をつくるということで、これをつくられたというふうに思うんですけども、やはり市長が襟を正すということは大変重要なことだなというふうに改めて感じるわけです。

まず、第2条の中に金品の授受や寄附などの項目があるんですけども、市長の資産を確認する方法はあるのかどうか。

また、第3条の請負契約等に関する遵守事項に、1親等の親族は請負契約や業務委託契約は辞退するものとありますけれども、具体的にどのような契約が対象になるのかお示してください。

○庄司野公也人事課長

市長の資産につきましては、政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例におきまして、資産等報告書などの閲覧について規定されております。

請負契約などに関する遵守事項についてですが、対象となる契約は工事のほかにも外部に委託する様々な業務を想定しております。

○岸田厚委員

今お示しがありましたように、政治倫理確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例というものが先にもうできているということで、今回この政治倫理条例の中には市長の資産に関するものは直接には盛り込んでいないということですが、それがあるということによって市長の資産についての担保はできるというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○庄司野公也人事課長

市長の資産につきましては、おっしゃるとおり別の条例で定めておりますので、こちらで資産が確認できることで一定の担保はできるものと考えております。

○岸田厚委員

理解しました。それと、請負契約ですけれども、なかなか請負契約の部分は難しいというか、対象がどんなことになるのかが分かりにくい部分があるというふうには思うんですけども、何か具体的にこれこれの契約については駄目とかというような、細部についての取決めみたいなものはあるのかどうかお示してください。

○庄司野公也人事課長

市役所の中での契約は多くの業務がありますので、現時点では今後どのような業務委託が出てくるか想定しておりませんので、ここでは全てのものという形で想定しております。

○岸田厚委員

なかなかこの辺、こういった形で抵触するのはやはり難しいというふうに思いますので、その辺、ぜひ今後検討していただきたいなというふうにも思います。よろしくをお願いします。

それとあと、今回出されている政治倫理条例の審査会のことです。総括質問でもありましたけれども、外部の有識者が3人ということですが、事前に何人かの候補者を決めて登録するのかお示してください。

○庄司野公也人事課長

岸和田市長政治倫理審査会の委員3人については、事前に候補者などは決めておりません。審査の内容に応じて有識者を選定する予定です。

○岸田厚委員

多分、いろんな事案によってメンバーが変わってくるのかなど。弁護士が入ったり、あとまたいろんなことになれば、それに合った専門の人が有識者として選ばれるのかなというふうに思うんですけども、一定、市としてはこういった人に、もしもこういう審査会が開かれたときに、突然招集して来てもらえるのか、もしもこういうことがあれば頼むことがありますよみたいなことは、事前に言うておく必要はないんでしょうか。

○庄司野公也人事課長

請求がなされてから一定の期間内に審査結果を出さなければいけないので、一定の候補者を持っておくほうがいいかと思うんですが、現時点ではどのような候補者を選定しておくかは未定となっております。

○岸田厚委員

こういう事案が起こらないことが一番いいことなので、別に前もってというふうなことにはならないと思うんですけども、もしも抵触されたときにすぐにメンバーを招集できるような体制も整えておいていただきたいなというふうに思います。

最後に、この条例を定めるに当たってどのような効果があるのか、再度教えてください。

○庄司野公也人事課長

本条例を制定することの効果としましては、公正で信頼される市政運営の実現のため、市長の政治的中立性を確保し、また市民の皆様に対しての透明性を向上することで市政の正常化と信頼回復につながるものと考えております。

○岸田厚委員

理解しました。市長がやはり襟を正すということは大変大切なことだと思うし、倫理条例をつくったからといって、これに抵触するようなことをしなければ何も問題がないわけですから、そういった意味では市長としての政治倫理について確立していただきますようお願いして、この質問を終わります。

○河合達雄委員

それでは、岸和田市長の政治倫理に関する条例についてですが、今回提案された倫理条例の第1条、目的の内容が非常に簡潔であり、内容が甘過ぎるのではないのでしょうか。また、市民の不断の監視と批判の下に置くとの文言を入れるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○庄司野公也人事課長

本条例の目的は、公正で信頼される市政運営の実現のため、市長の政治倫理の向上を期するものであります。具体的な基準や審査方法などについては、第2条以降で定

めております。

本条例におきましては、市長は政治倫理の向上に努め、自らを律し、市民の皆様から疑惑を持たれた場合は自ら疑惑の解明に当たり、その責任を明らかにするものとしております。

また、審査会による調査が行われた場合、その結果が公表されるため、市民の皆様にとっては透明性が担保されているものと考えております。

○河合達雄委員

昨年度からの変更点についてですが、市長の政治倫理条例は、2024年2月21日、本会議での高比良議員の質問などにおいても議論されており、その際の答弁では去年の秋頃を予定しているとのものでした。今回、新市長として政治倫理条例を提出されましたが、以前の案と異なる部分はあるのでしょうか。

○庄司野公也人事課長

市長の政治倫理条例につきましては、昨年度より本市の議会議員政治倫理条例や他自治体の例を参考にし、協議、検討を重ね、作成してまいりました。委員御指摘のとおり、当初の予定では昨年度内に提出する予定ではありましたが、再度の検討と修正を重ね、今回の内容に至りました。

提出するに当たり、市長に内容を御確認いただき、これからの市政の信頼を担保する手段の1つになるものであると御判断いただいたものでございます。

○河合達雄委員

要望としまして、再度の検討と修正との答弁ですが、佐野市長就任より約2か月での上程ではほぼ同じ内容であったと推測します。

資産公表についても、2004年改定の政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例に基づいてのものであり、

ブラッシュアップが必要で、本来なら政治倫理の確立のための岸和田市長の資産等の公開に関する条例も改定して上程すべきと考えますので、両条例とも市民の厳しい目に即したのものとして改定の必要性を示唆し、この質問を終わります。

○西田武史委員長

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第40号の質疑を終結します。

次に、議案第42号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の51ページをお願いいたします。議案第42号岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の制定に伴いまして、新たな事務が準法定事務として情報連携が開始されることから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、53ページをお願いいたします。第1条の改正は、岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正で、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が、準法定事務として情報連携が開始されることから、独自利用事務から当該事務を削除するほか、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

議案書54ページをお願いいたします。第2条の改正は、令和7年第1回定例会において御議決いただきました本条例の改正条例の一部を改正するもので、未施行条文に関しまして、第1条の改正に伴い条項番号ずれが生じたので、その解消を図るものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしたものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第42号の質疑を終結します。

次に、議案第43号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の57ページをお願いいたします。議案第43号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正の理由といたしまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員において仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられることとなったことを踏まえ、本市におきましても同様に見直しを行うこととしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の内容につきましては、59ページをお願いいたします。新たな規定として第15条の3と第15条の4の2条を加えようとするもので、第15条の3では、任命権者は職員の配偶者等が介護を必要とする状況に至った場合、介護両立支援制度等に関し、職員に対する意向確認を行うなどしなければ

ならないことを規定するものでございます。

第15条の4では、任命権者は介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、相談体制の整備、その他の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないことを規定するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第43号の質疑を終結します。

次に、議案第44号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○新内利彦財務部長

議案書61ページをお願いいたします。議案第44号岸和田市市税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

条例改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、議案書63ページをお願いいたします。本文の2行目、第6条の改正は、公示送達について、公示事項が記載された書面を所定の掲示場に掲示することはもとより、当該公示事項をインターネットや市役所に設置したパソコンを利用して不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取ることから、規定の整備を図るものでございます。

その8行下、第18条及び4行下、第25条、さらに5行下、第26条の2、その下の第26条の3の改正につきましては、個人の市民税について、特定扶養控除の対象となる扶

養親族の所得が控除要件の対象外となっても、当該所得の金額に応じて控除額が低減される特定親族特別控除が創設されたことから、関係する規定の整備を図るものでございます。

少しお戻りいただきまして、ページ中ほどやや上、第21条の2の改正は、個人の市民税について、公益信託に関する法律の全部改正による公益信託制度の見直しに伴い、新たな制度として公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金控除の対象とする等の措置が講じられたことに伴い、所得税と同様に寄附金税額控除の対象に追加することとしたことから、規定の整備を図るものでございます。

本文の下から6行目、附則第39条の2の2の改正は、加熱式たばこ紙巻きたばこの課税の公平性を担保するため、加熱式たばこに係る紙巻きたばこへの課税本数の換算方法が改められたことから、関連する規定の整備を図るものでございます。

主な内容は以上でございます。

議案書64ページ、下から4行目からは、この改正条例の附則でございます。第1条は、各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することを規定するものでございます。

第2条は、公示送達に関する経過措置について規定するものでございます。

第3条は、市民税に関する経過措置について規定するものでございます。

第4条は、市たばこ税に関する経過措置について規定するものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第44号の質疑を

終結します。

次に、議案第46号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第46号岸和田市営葬儀条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

改正の理由でございますが、本市と貝塚市により新たに整備される斎場の供用開始に伴い、既存の斎場を廃止し、新斎場の管理に関する事務を令和8年度から岸和田市貝塚市広域事務組合において共同処理させることとしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、議案書の73ページをお願いいたします。岸和田市貝塚市広域事務組合火葬場条例において、火葬場の使用に係る使用料が規定されたことから、本条例においては既存の斎場の設置及び当該斎場における火葬の執行等に関する規定を削除することとしたほか、市営葬儀に係る使用料について、火葬場使用料を減じた額に改めることとしたものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は新斎場供用開始の令和8年4月1日から施行することとしたほか、所要の経過措置を講ずることとするものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第46号の質疑を終結します。

次に、議案第51号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○西村寿員危機管理部長兼危機管理監事務取扱

議案書の91ページをお願いいたします。

議案第51号岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につい

て御説明いたします。

改正の理由でございますが、長年勤務された水防団員の処遇を改善する観点から、退職報償金について勤務年数区分の見直しを行うこととしたことから、関係する規定の整備を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、93ページをお願いいたします。水防団員の退職報償金の勤務年数の区分として、35年以上を追加するとともに、それぞれの階級に応じた退職報償金の支給額を規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしたほか、所要の経過措置を講ずるものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、議案第51号の質疑を終結します。

次に、議案第56号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の111ページをお願いいたします。

議案第56号財産取得について御説明申し上げます。

本案は、教育総務部学校管理課がG I G Aスクール構想に伴う岸和田市立小中学校学習者用タブレットP C端末を購入、取得するに当たりまして、去る4月21日に大阪府公立学校情報機器共同調達協議会が、本市を含む17市町分の購入に関し一般競争入札を実施いたしましたところ、記載の契約相手方が総額74億8247万6210円で落札いたしました。そのうち、本市の購入に係る8億9387万5950円について随意契約を行うものでございます。

当該契約は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する財産の取得であることから、同法第1項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第56号の質疑を終了します。

次に、議案第57号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○谷口英樹総務部長

議案書の113ページをお願いいたします。

議案第57号財産取得について御説明申し上げます。

本案は、消防本部警備課が災害対応特殊救急自動車を購入取得するに当たりまして、去る5月14日に指名競争入札を実施いたしましたところ、記載の相手方が2167万円で落札し、当該契約は地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に該当する財産の取得であることから、同法第1項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第57号の質疑を終結します。

次に、議案第58号の審査に入ります。

議案の説明を求めます。

○生嶋雅美市民健康部長

議案書の115ページをお願いいたします。

議案第58号町の区域の変更及び町の新設につきまして御説明申し上げます。

光明地区につきましては、これまで順次

住居表示事業を進めているところでございまして、平成17年以降、尾生町2丁目から7丁目までそれぞれ新設するとともに、編入による区域変更を実施してまいりました。そして、このたび地元との協議が調いましたので、引き続き住居表示を実施しようとするものでございます。

内容につきましては、議案書の117ページをお願いいたします。まず、別図1のとおり、尾生町及び上松町の区域を斜線で示す区域を除いた区域といたします。

次に、議案書の118ページをお願いいたします。別図2のとおり、先ほど除きました斜線の区域をもって尾生町8丁目を新設しようとするものでございます。

なお、実施期日については、令和7年11月4日を予定してございます。

○西田武史委員長

説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、議案第58号の質疑を終結します。

以上で付託議案の質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

直ちに付託議案の採決をいたします。

議案第40号、議案第42号から議案第44号までの3件、議案第46号、議案第51号及び議案第56号から議案第58号までの3件を合わせました以上9件について、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議ないようですので、本各件は原案を可とすることに決しました。

最後に、委員会の報告はいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長に一任」の声あり〕
それでは、そのようにさせていただきます。
す。

以上で総務常任委員会を閉会します。

(以 上)